

# 阿仁鉾山廻米についての覚書

— 領国市場の一側面 —

小 沼 洋 子  
高 橋 秀 夫

(一九七八年十月三十一日受理)

## 一 はじめに

秋田藩の領国経済は米を主としつつも、林業・鉾業にも近世の全般を通してかなり顕著なものがあり、それは当然領主財政にも強く反映していたことはこれまでの諸研究からもあきらかなることである。

領内には近世初頭より院内、阿仁鉾山をはじめとし大小数多くの鉾山が開発、稼行されていた。

こうした秋田藩の鉾山史については、小葉田淳、山口啓二、佐々木潤之介をはじめとして、さまざまな角度から分析がおこなわれており、たんに鉾山史の問題にとどまらず、広く幕藩社会の問題を考える上でも重要な問題を提示してきていることは周知のごとくである。

しかし個々の鉾山の実体解明という点では、関係資料の制約ということもあつてまだまだ多くの問題を残している。

本稿ではそうしたなかからこれまであまり取上げられてこなかった能代川上地方——藩北部地域からの鉾山廻米の問題を、主に阿仁鉾山に焦点をあわせてのべてみたい。また同時に深い関連を有する仙北地方からの廻米についてもふれ、両者の関係といったことも考察したい。

現在まで筆者等が多くの友人の協力によりながら調査採訪した資料はまだ十分とはいえない。しかし管見の範囲の材料を通して、かかる問題点もあるのだということをもメモ風にはあるが示すことによつて、さらに今後の関係資料の発掘などにつながることを期待したい。

註

(1) 今村義孝『秋田県の歴史』(一九六九年、山川出版社)九七〜九八、一

〇九〜一〇頁。山口啓二・佐々木潤之介『幕藩体制』(日本歴史4) (一九七一年、日本評論社)一〇二〜一〇四頁。古島敏雄『近世経済史の基礎過程』(一九七八年、岩波書店)二四九〜二五三頁。

## 二 領国における鉾山米の位置

秋田藩では一八世紀初頭の享保頃に初期から続いた新田開発もほぼピークに達したが、その前後の時期以降の平年作の年にあつては、領内産米のうち、年貢米約三万石と農民販売米約一二〜一五万石が領内の二大河川の川口港、雄物川口の土崎、米代川口の能代から海路主として大坂市場へ搬出されていた。

ごくまれに、宝暦五年(一七五五)や、天保四年(一八三三)のような大凶作の年には、冬期の海上輸送が困難だったために、翌春から主に領主が領外で調達した米を逆に持込むといったケースもあったが、こうしたことは近世の全期間を通してみてもごくすくなかつた。

このように、秋田藩では領内で必要とされる米は通常の状態にあつては十分まかなうことができた。

領主にとつて鉾山は、財政収入の上でかなりの比重を占める有力財源の一つとして、また幕府の命じた廻銅量の確保といったことからしても、鉾山で必要とする米は、いかに不作などで米価が高騰しようとなつても、鉾山でなければならなかつた。

秋田藩にあつては近世の初期からかなりの数の鉾山がすでに存在していた

表1 領内人口、鉾山人口 (人)

年代	領内人口	鉾山人口	割合(%)
延享4 (1747)	382,825	7,422	1.94
天保4 (1833) 11月	422,920	10,215	2.42
〃 5 (1834) 1月	439,918	11,739	2.67
安政4 (1857)	382,282	11,871	3.12

1. 延享、安政は『秋田県史』近世編上、173頁、天保4年は「癸巳年記録」(国立史料館、一関文書)より、同5年は『県史』近世編下、37頁による。

表2 天保4年(1833)11月、鉾山人口 (人)

阿仁銅山4カ処	5,561
院内銀山	2,314
大葛山	566
籠山	356
矢櫃山	246
八森銀山	179
向銀山	68
諸山	925
計	10,215

1. 出典、表1の天保4年のに同じ。

が、この段階の全国流通市場のあり方からして、領内での米販売がむしろのぞまれるところでもあり、供給面での困難性ということはなかったとみられる。

だが価格をめぐって院内、阿仁鉾山の差から問題が生じたりしていることが指摘されているが、初期の領内人口や鉾山人口などはつきりつかむことができないので、近世後期の判明するものからみてみよう(表1)。

厳密にみればこうした人口動態は、凶作などによる変動などを考慮してみなければならぬのだが、ここでは大凡を概観する目的なので細部にふれないうと、領内人口は大体四〇万前後、鉾山人口は約一万人ほどであったと推定され、したがってその割合は二・五パーセントほどであった。

次に各鉾山のそれぞれの人口はどうであったかが問題となるが、これは近世全期間を通してもなかなかつかみ難いが、その一例として天保四年一月の場合が表二である。

鉾山の盛衰ははげしいが、近世全期を通して、一八世紀前後からは、領内では阿仁がこの表にみられるようにだいたい六千人前後でトップで、第二が

院内、第三が大葛という順であったようである。

これを若干別の角度からみてみよう。

正徳三年(一七一三)、阿仁銅山の必要とする米が九七九三石、院内銀山一〇二石、大葛金山九〇〇石とあり、享保三年(一七二〇)には、阿仁一万石(この銀一五〇〇貫目)、院内七〇〇石、大葛六〇〇石で、諸鉾山本入米一万一千三〇〇石が、能代材木本入米五千石(銀八〇〇貫目)とならんで藩の財政見積りのなかに組込まれており、享保六年(一八二三)の「財用考」では、阿仁払米九千石、院内・大葛両山で七〇〇石、能代材木仕入六千石とある。

領内の主要三鉾山、阿仁・院内・大葛の必要とする米の大部分は年貢米に依存したとみられ、そしてこのように藩財政関係資料のなかにもこの三つのみが出てくるところからもそうみてよいであろう。

したがってこの時期領内鉾山で必要とされる米はかなり大ざっぱな推定だが、一万〜二万石台ではなかったろうか。このほか鉾山に付随する林業関係者の飯米の問題もあるが、この量を把握することはできない。

註

(1) 近世後期以降にはこの両港より松前へも送り出されていたようだが、その割合などまだあきらかでない。

(2) 佐々木潤之介「近世産銅政策についての一考察——秋田阿仁銅山を中心として——」(一)(二)(史学雑誌)第六十六編第十一・第七七編第一号)。「秋田県史」近世編上、下(一九六四—五年)の鉾山の項(佐々木潤之介執筆)など。

(3) 『秋田県史』近世編上、三〇〇—三一九頁。

(4) 山口啓二「秋田藩成立期の藩財政」(『社会経済史学』二四卷二号)。のち大館右喜・森安彦編『幕藩体制Ⅰ』(『論集日本歴史』7)一九七三年、有精堂、山口啓二「幕藩制成立史の研究」一九七四年、校倉書房にも収められている。

(5) 前掲『県史』上

(6) 享保三年「領内出物并入用積書」(『県史』資料編近世上、六〇七—六〇八頁)。

(7) 同前書、六四一頁。

(8) 同前書、六二二頁。

阿仁鉾山廻米についての覚書

なお阿仁鉾山は近世中期からは全国でも有数の銅山として展開したが、開発当初は金（銀）山としてであった。それが記録で後々も「銀山」などと出てくる理由であろう。

三 阿仁鉾山廻米について

一定規模の鉾山ならば、その年、その月々の入荷米をチェックした帳簿などが本来ならば作成されたものであろうが、阿仁、院内等の山のそうしたものを見出すことができないのが現状である。

したがって、個々の鉾山を深く追求することができず、ましてその全体像をはっきりさせることはむずかしい。

院内や藩南部地域の鉾山についての筆者の資料調査はまだ不十分で今後問題を残しているが、阿仁の場合は佐々木正勇や小沼の研究もあり、まともなものではないが村方文書のなかにも関係のものが若干見出せるので、本稿では阿仁廻米の問題にしぼってみていくことにしたい。

阿仁への廻米についての領主米と農民米の割合といった点はあきらかではない。周辺の村々や、近くの米内沢村あたりからは農民米も考えられるのだが、今のところこの関係の資料は見出せず、問題を残している。

一八世紀の前期、享保七年（一七二二）の阿仁鉾山人口は、三四七人。同一〇年では二六三八人。うち扶持取一四六八人である。

元禄一五年（一七〇二）、正徳五年（一七一五）には扶持は、「山中稼之者」は一日一升、「床屋稼者」は一升二合であるから、年間約六千〜七千石程度の米が直接鉾山労働者に必要であったと推定される。

前にのべた正徳・享保前期が阿仁一万石となっているのは、右のほかに鉾山が必要とする薪炭等の関連する部分も含まれているものである。

これだけの量の米は阿仁部の村々だけでは供給できないので、隣接する二ツ井、鷹巣、さらに比内地方の大館周辺の村々から年貢米の廻米がおこなわれていることが資料から確認される。

この地域は前にみたように林業関係の本米があり、鉾業同様これも盛衰があるが、大葛、その他の山の存在からして、林業も含む全体ですくなくとも約二万〜二万五千石の米は毎年必要とされたものとみられる。

そしてこの米はごく一部の仙米より雄物川下げ、能代を経て鉾山に運びこ

まれたものがあつたかもしれないが、通常の状態にあつてはその大部分は米代川流域の地域から供給されており、これまでの秋田藩史の研究から判断すれば、この米の多くは年貢米によつていたものとみられる。

なおこの際、南部藩領鹿角地方から、この秋田藩北部への米の売却がなかつたかどうか問題となるが、この点はいまのところ不明である。

廻米に関連して、最終的にそれが処理される払下げの問題もあるが、これについては先にのべたような資料の問題もあり、ここではふれないことにする。

註

(1) 秋田藩の藩制資料は、現在秋田県立図書館に所蔵されているが、そのなかにはこの種の関係のものが殆んどなく、現在筆者の知り得る限りでまとまっている文書として、大葛鉾山を中心とする荒谷文書（国立史料館蔵）、後期の院内を主とする小貫文書（同所蔵）があげられる。他は個人所蔵で、阿仁の今林文書（秋田市、今林恒二郎蔵）に比較的まとまった数量が伝えられている。

(2) 佐々木正勇「近世後期の阿仁銅山における飯米について」（阿仁合町郷土誌）一九六二年、三六六〜三七二頁。小沼洋子「阿仁銅山への廻米輸送をめぐる」（秋田近世史研究会「近世在町の研究・近世における村の諸問題」一九七五年、秋田県文化課刊、所収）。この佐々木論文は本稿でも若干取上げるが、主に仙北よりの廻米を論じたものであり、本稿は小沼論文発表後に見出した資料に主として依りながらのべることとするので、小沼論文が明らかにしている仙北廻米の状況等はあらためてのべない。

(3) 「銅山木山方旧記」乾、「日本林制史資料」七三三号、東大図書館蔵）所収、享保十巳年「惣山奉行秋山喜右衛門尋二付安東幸左衛門答之条々」

(4) 同前書の元禄十五「千年諸品直段書」

(5) 前掲（4）、（3）に、

（元禄十五年八月日）

一米払 壱石二付五六ノ出目懸山中江相払候事

一山中払錢 銀壱匁二錢五拾五文遣山錢と申候

（中略）

一山中江米売買 壱石二付山錢六拾五匁直

(享保十年十月廿四日)

「一山弘之御米直段年々不同、御本直段何程、山弘直段何程と例年御積を以被仰渡候通請払仕候、且又上方より候売物、其年之入方指積り注文御山仕江相渡下り申候、是又例年不同ニ御座候、(以下略)」とある。同様正徳五年の「阿仁銅山万定書」(同前書)にも記載がある。米以外の商品も含めて興味ある問題だが、他日を期したい。

#### 四 村からみた廻米の問題点

ここでは大館町の周辺の秋田郡二井田村(現大館市)の場合をみてみよう。この村は、その立地条件からして、年貢米を大葛と阿仁の両山に廻米し、なお能代、十二所の米蔵へ納めていたようであるが、後述のようにその額や割合は毎年一定していた訳ではなかつたようである。これまでのところ管見の限りではこの地域の村方資料からは一八世紀前半のは見出すことは出来ず、一八世紀後半のものであるが、二井田村からそれぞれの場所までの納米費用をみたのが表三である。

大葛の場合、はつきりしない点もあるが、能代と阿仁の場合の一石当りの経費がはつきりとした差が存在したのがわかる。これにたいしては後述のように藩から若干の補助が村になされてはいるものの阿仁廻米は農民にとつて甚だ迷惑なものであつたことがわかる。

しかもこの廻米は鉾山の都合によつて一方的に村に命ぜられることがたびたびあつた。

覚

一米四百八拾石

右者阿二銅山御入用米被入置候間当御物成指上米之内ヲ以上納致候様ニ村々へ被仰渡候、夫共ニ御物成指上米不足致候ハ、老石米ヲ以右石数之通上納致候様ニ是又可被仰渡候、以上

十月

野内蔵人殿

御割役所

一米八百八拾石

右者阿二銅山御入用米被入置候間、当物成指上米之内ヲ以上納致候様ニ村々へ被仰渡候、夫共ニ御物成指上米ニ而不足致候ハ、老石米ヲ以早々右石数之通上納致候様ニ可被仰渡候、以上

十月

野内蔵人殿

御割役所

右御町送写取、則扇田村へ仕送遣申候、御判紙は此方ニ留置申候、以上

十月十日

以町送申達候、然ハ大葛金山飯料無之由にて当分五十石相納り申候得ハ御手支無之由、納り来候向寄之村々、当十五日より日々上納可被申候、十五日以前ニも間ニ合申候ハ、勝手次第段々上納可被申候、此義間違無之様ニ急度可被申付候

一 (略)

十月三日

野内蔵人

二井田村肝煎 (安永四年「諸色附込御目録」、史料館、一関文書)

右の三つはいずれも安永四年のものであるが、こうしたことはかなり多かつたようであり、二井田村の属する比内地方などは大葛、阿仁の二鉾山から攻めたてられている形で、納める時期も一方的であり、運搬経費の面もからんで二重の苦しみを背負わされていた。

次の第四、五、六表は天明二年(一七八二)十一月の二井田村肝煎から藩宛の経費書上げ控だが、雪道背負の場合、春の馬による場合、舟の場合の三通りの阿仁山米蔵迄の費用が記されていることは、右のような事情もからんでいたこととみられる。

雪道背負の場合が最も高くつくが、それに関係なく藩からは銀二匁五分(錢二百五十文)より与えられなかつた。

これに要した費用は村入用の形で処理された。この村の場合の一例しかまだ見出し得ないが、天明元年(一七八二)十二月分のなかに次のようになっている。

一三拾八貫六百文

右者十二所御米蔵納御物成三百石、外二欠米三拾石

ノ三百三拾石、石ニ付百貳拾文つ

一三拾四貫貳百七拾九文

阿仁鉾山廻米についての覚書

表 3 明和4年(1767)二井田村よりの上納米納所までの費用

	A 上納米	B 欠米	1石当り 欠米	A+B 計	蔵 敷	諸 入方	1石当り 諸掛り	蔵敷米運賃	合 計
阿仁銀山米蔵	石 182.998	石 14.640	8 升	石 197.638	(水無村) 石 1.976	貫 文 67 296	(イ) 文 338	文 494	貫 文 67 790
能代米蔵	175.244	17.520	1 斗	192.764	(能代) 1.928	貫 文 34 312	(ロ) 文 178	文 193	貫 文 34 505
大葛米蔵	185.881	20.447	1.1斗	206.328	貫 文 2 476				
十二所米蔵	12.300	1.230	1 斗	13,530	—	603文 (ニ) 外 250文	(ハ) 文 49	—	文 853
十二所様 御引かえ米	4.163	0.416	1 斗	4,579	—	146文	文 35	—	文 146

(イ)阿仁銀山まで1石当り諸掛り

14 文	役人酒代
12	升起 //
24	水無村宿より米蔵まで駄賃
4	はい繩代
4	雇人足代
14	役人昼食、酒肴代
18	往復、宿泊代
250	二井田村から水無村までの運賃
338	計

(ロ)能代まで1石当り諸掛り

24文	役人、升起酒代
8	能代宿本より米蔵まで駄賃
4	はい繩代
10	雇人足代
14	役人昼食、酒肴代
18	往復、宿泊代
100	能代までの運賃
178	計

(ハ) 十二所まで1石当り諸掛り

24文	役人酒代
25	升起 //
49	計

(ニ) 外の内訳

200文	祝儀、酒肴代
50	納入人諸費用
250	計

(備考) 1. 明和5年「南比内二井田村御答書帳」(国立史料館、一関文書)より作成。

昭和54年2月

高橋秀夫・小沼洋子

表4. 天明2年(1782)二井田村より阿仁鉱山上納米、雪道背負届費用

米2斗5升入1俵に付人足1人、大淵村迄7里余、行戻り2日	
白米3升代(1泊、行き帰り昼食代、1升34文替)	102文
1泊宿賃	35
〃	70
瀬野館村舟渡賃	7
大淵村より水無村まで3里、1俵背負駄賃	150
水無村蔵宿より米蔵迄運賃、其他台木代、這繩代共	15
俵頭往来諸遣	11
計	405

- 備考 1 1石に要する費用(405文×4)1貫620文、うち藩の補助石当り250文。したがって1貫370文村負担となる。
- 2 寺崎、本宮、大子内、下川原、樋崎、(比内)前田、杉沢の各村よりの費用も同じ。
- 3 出川、赤石、板沢、小袴、大披の各村からは上記計が425文。したがって1石当り1貫450文が村負担分。
- 4 天明2年11月「秋田郡南比内二井田村寄郷共阿仁銀山御米蔵上納運賃諸掛物指考書上帳」(大館市一関文書)より作成。

表5. 天明2年(1782)二井田村より阿仁鉱山上納米、春納馬による費用(1石当り)

大淵村までの駄賃	400文
〃より水無村までの駄賃	120
水無村より米蔵上納までの掛り物	60
大淵村、水無村蔵敷米2升代	60
俵頭往来諸遣	42
計	682

- 備考 1 藩よりの補助250文。したがって432文村負担。
- 2 寺崎、下川原、前田、本宮、杉沢、樋崎、大子内、出川、赤石、板沢、小袴、大披の各村よりも同じ。
- 3 出典、表4と同じ。

表6 天明2年(1782)二井田村より阿仁鉱山上納米、舟による費用(1石当り)

二井田村舟場より増沢村まで川道9里程の運賃	180文
増沢村より水無村まで川道6里半の運賃(これは日和能い時で、不天気などには340~350文となる)	280
水無村蔵宿より米蔵まで諸掛り	60
俵頭往来諸遣	42
増沢村、水無村、蔵敷米2升代	60
計	622

- 備考 1 寄郷村々12ヶ村も費用は同じ。
- 2 二井田舟場までの駄賃は甲乙あるも、「恐入奉存候故不申上候」とある。
- 3 出典、表4に同じ。

阿仁鉾山廻米についての覚書

右者阿仁銅山代渡御物成式百七石七斗五升三合、外二欠米式拾石七斗七升五合、石二付百五拾文つつ能代迄之運賃相添村方代渡

(天明式年寅六月「秋田郡南比内二井田村去丑年郷勘定諸判弘突帳」、国立史料館、一関文書)

こうしたことから、費用の点からも、納入期日も確かでない鉾山よりは能代納めを望むのは農民にとつてはきわめて当然のことであつたし、藩側にしてみればそれを容易に認める訳にはいかないことであつた。

乍恐口上書を以奉願上候御事

一当村御物成之内、阿仁鉾山御米蔵江三百石上納可仕段被仰付候得共、銀山御米蔵納之儀者運賃掛物増候而、納米壹石二付三百九拾文程之掛物二御座候而、御百姓共甚迷惑千万ニ奉存候、依之阿仁御米蔵納之儀者御慈悲を以御免被成下、御百姓御助被下置候段達而訴訟奉申上候得共、御聞届不被成置、此上強而御訴訟も難申上奉存候故、近日舟通路相成次第、右三百石之内五拾石是迄之通二而上納可申上候間、相残式百五拾石上納之節、是迄被下置候御定式御運賃銀之外、納米壹石二付錢式百五拾文宛御増被下置度奉願上候、万一願之通難被仰付御儀ニ御座候ハ、右奉申上候式百五拾石、舟道相立次第能代御米蔵江上納被仰付被下置、困窮之御百姓御助被成下度奉存候御事

一去丑年阿仁鉾山町御米蔵江当村御物成立之内三百石上納被付候処、前書奉申上候通阿仁鉾山納之儀者運賃掛物増二而御百姓迷惑之次第段々奉願上候得は右三百石之内七拾石余上納申上候、残御米式百石余之余は能代御米蔵江上納被仰付、難有仕合奉存候御事

一右段々前書奉申上候通二御座候間、阿仁鉾山御米蔵上納三百石之内五拾石上納可申上候間、残式百五拾石御免被成下、困窮之御百姓御助被成下度奉願上候、是非上納被仰付候御儀ニ御座候ハ、前書奉申上候通納米壹石二付御定式御運賃銀被下置候外、錢式百五拾文御増被下置度、願御訴訟奉存候御事

右之通乍恐宜被仰上御慈悲を以願之通被仰付、御百姓御助被下置度奉願上候、以上

明和八年卯正月  
二井田肝煎 与右衛門(印)  
同村長百姓 重兵衛 (印)

乍恐口上書ヲ以奉願上候御事

阿仁御米蔵納御扱所二而四百八拾石、私共拾ヶ村江御割合被仰付候処、阿仁納之儀者私共村々殊之外遠路之在所二而、運送物入莫太入増、近年來別而困窮之御百姓至極迷惑千万ニ奉存候、併右御米蔵之内式百石如何様とも仕、郷中物入ヲ以年内中ニ上納可仕候、相残式百八拾石失墜莫太ニ而上納可仕様無是、百姓共迷惑千万ニ奉存候間、右式百八拾石之分は何卒御慈悲ヲ以來春中舟通路相成次第能代御米蔵上納被仰付被下置百姓御助ケ被成下度奉願上候右之趣宜敷被仰上被下置度奉存候、以上

安永四年  
未十一月

治兵衛 (印)  
与治兵衛 (印)  
平四郎 (印)  
長左衛門 (印)  
太治兵衛 (印)  
長十郎 (印)  
勘右衛門 (印)  
清左衛門 (印)  
与八 (印)  
八五郎 (印)  
三之助 (印)  
三右衛門 (印)  
惣右衛門 (印)  
(大館市二井田、一関文書)

二井田村肝煎 清左衛門  
同村長百姓 勘右衛門  
下川原村肝煎 名右衛門  
同村長百姓 今右衛門  
樋崎村肝煎

(安永四年「諸色附込御目録」、史料館、一関文書)

同村長百姓 嘉左衛門

赤石村肝煎 七郎兵衛

同村長百姓 伊兵衛

中野村肝煎 権五之助

同長百姓 清四郎

笹館村肝煎 彦左衛門

同村長百姓 名右衛門

八木橋村肝煎 七郎兵衛

同村長百姓 藤十郎

独鈷村肝煎 藤右衛門

同村長百姓 藤兵衛

山館村肝煎 伊左衛門

同村長百姓 半十郎

餌釣村肝煎 七兵衛

同村長百姓 専助

小左衛門

一関文書

前者は一村からの、後者は親郷二井田村を中心にした周辺村々の阿仁上納米についての願書で、前に述べてきたことからしてさらに言及する必要もないが、恐らくこうした動きはこの二井田村に限らずかなり広汎に能代川上地方の村々にみられたものと考えられる。

極言すれば、こうした事態は毎年のようにくりかえされたともみられるし、鉱山の盛衰による人口の変化に一因はあるにせよ、毎年、鉱山納入米が村ごとに数量が固定化、又はその割合などが制度化されていないのは、以上のべてきたようなことにも一因があるものと考えられる。この点、この地域の色を示す木本米をめぐる問題もからませてみていく必要がある。

註

(1) 明和八年「諸色御用目録帳」(史料館、一関文書)のなかにこの下書と推定されるものが収められているが、紙数の都合でここでその全文紹介はしない。

(2) 若干の資料から判明する近世(後期)の能代から領外への積出米の数量の少いことは正確なことかどうかともさらにはつきりさせる必要があるし、もしそれが事実なら農民販売米も含めたこの地域の米の流通を、さらに追求することも必要である。

### 五 仙北からの阿仁廻米

阿仁へのルートは鷹巣盆地からのほかに二つあったとされる。一つは五城目から小阿仁を経てのルートであるが、これは八郎瀉の魚介類や日用品が主で、米を本格的に運ぶというルートではなかった。あと一つが角館から大覚野峠を越えて阿仁に入るルートである。

このルートが設定されたのは十八世紀中期のことであった。この問題についてみることで、初見の資料として次のがある。

同七丁丑年二月廿四日

岡本又太郎元實 御家老勤中日記

一阿仁銀山飯料、湊方被差廻候而は甚運送難渋仕候、角館御蔵より被差越候様ニ致度候、然は老岐守様御米角館御蔵方被差出候故、此分ハ湊御蔵方被差登候様ニ而も可然由、仍而右之通ニ申渡候、角館御蔵役江も能々其段相心得候様ニ可申合候由申候、右は平元茂助、関五郎左衛門、那可儀右衛門、



阿仁鉾山廻米についての覚書

小野崎五兵衛申聞候 (「国典類抄」後篇雜部十八、秋田県立図書館蔵)

この宝曆七年(一七五七)は、前々年の五年が領内は百年來といわれる大凶作に見舞れた直後のことであつた。

ここにみられる土崎湊から廻送するということが、前々からおこなわれていたものか、凶作による特殊なテースであつたか一寸問題が残るが、ともかくこの年、このルートを開拓しようと思つたことは間違いないところだとみられる。しかし、凶作と丁度前後した藩の銀札仕法の不手際による混乱もあつて、いわゆる秋田事件といわれる御家騒動をひきおこしており、次の二つの資料などからしてこの時は実現せず若干おくれられて宝曆十三年(一七六三)に開始されたものとみられる。いずれも簡単にみられる形になつていないことと、前者には阿仁までの経費も記されていることもあり、長文だがその全部をかかげる。

鉾山御廻米始之次第

一 宝曆十三年、御奉行平元茂助様、見上新右衛門様御召連、御檢使瀬田彦内様、岡村才三郎様道通り御見分、阿仁方角館江御通り、同所郷蔵納御物成阿仁江御廻米ニ御見済、同年同所御蔵役安達治兵衛様、関久米之助様旧冬右米御受取、右米即阿仁御廻米ニ成ル、右担役見上新右衛門殿、岩谷新助殿、右手代銭や又右衛門殿、藤谷儀兵衛也

一米千六百五俵 来極月十日と同廿七日迄  
一同壱万千八百三拾貳俵 申正月七日と同七月四日迄

右合壱万三千四百三拾七俵仕送り申候

但し角館御手代三州や小七郎

右御廻米運送駄賃定

一角館方西明寺村迄 貳十五文 西明寺村蔵宿 九右衛門

一西明寺村方松葉迄 貳十五文 松葉同断 藤右衛門

一松葉方大地田迄 三十五文 大地田同断 八郎兵衛

一大地田方大学野迄 四十文 大学野同断 役所

一大学野方比立内迄 比立内同断 三重良

右之通ニ而相済申候

翌明和元年、御廻米角館御給人衆御忠進  
林 堅助 金丸駒之助 菅左太夫  
小田野主水 小高内蔵人 竹村平八郎

菅沼十一郎 同 藤治左衛門 平沢吉四郎  
畑源兵衛 平沢三郎右衛門 稲葉伊織

一 米壱万四千七百四拾九俵

右者同年方翌春中迄仕送、比立内村迄皆着、御蔵宿前条之通、駄賃は前年  
五文位下り

一天明三卯年方阿仁御廻米被仰付候、御取担金丸駒之丞、青木重四郎、同年

十一月中方御廻し被成置候、北浦岩瀬向共御物成差上米とも御廻し駄賃御  
定左之通り

一角館御蔵は郷御米蔵方西明寺村迄 馬貳十五文 馬貳十文

一西明寺村御蔵宿九右衛門方松葉迄 馬三十文 馬二十文

一松葉御蔵宿藤右衛門方大地田迄 馬三十七文 馬二十七文

一大地田御蔵宿和兵衛方大学野迄 馬四十文 馬三十文

一大学野御役所水平源内殿方比立内迄 秋口米壱万 秋口米壱万

比立内村御蔵宿三重郎比立内御山手代ニ相渡濟

右三重郎、駒之助、三月廿日、御役儀御召放遠慮被仰付候、御勤中仕送米  
壱万五千百七俵

(嘉永六年「雙楓軒枢機録」、角館町山本文書)

このルートは冬期糧道によつて運ばれたのであるが、右のなかに出てくる二つの異なる年代の費用をみても、人足費用などはつきりしないところもあるが、先にみた二井田村からのと比較してもそう大きな差はなかつたものと一応みておきたい。

しかもこの開始は、右のからすれば藩がリードしてはじめていったようであるが、かならずしもそうでもなかつたらしい。

口上之覚

先年方阿仁銀山へ御物成米村々御割合ニて只今以御上納被成候、左候得ハ

右御山之儀ハ遠路之事故、其村々ニ五年々少御掛り物も可有之義と奉存候、依而旧冬私共存付ヲ以御公儀様へ御忠進申上候ハ、右御物米此未能代御蔵入上納有之様仕、銀山へハ仙北より右御米仕送り上納仕度之旨奉願上候所、段々願之被仰付も無之候得共、自然向キ向キ願之通り相濟候ハ、其村々ニ右能代御蔵へ御上納御勝手筋も可有之ヤ、又ハ御不勝手之御方も可有御座と奉存候

此段村々御扱御代官様追々御尋も可有御座奉存候、左候ハ、能代納御勝手之御方ハ正く成り御答被仰上被下度、御不勝手之御方ハ其趣御答被仰上被下度奉願上候

右能代納之義ハ仰上候拙者共之勝手筋有之候而願申上候事ニハ無之候、御公儀様御益筋之訳有之事故、其段御忠進申上候事ニ御座候

何分末々思召次第御代官様へ御答被仰上被下度御願仕候

依而乍御世わ此書付御向寄り之村々へ御順達被下度、是又奉願上候、以上

正月四日

能代町

根田喜右衛門

河村八右衛門

右廻状扱村々請取、扇田村へ二月五日ニ仕送り候

(傍点引用者)

(宝曆十四年「被仰渡附込目録」、史料館、一関文書)

たしかに米代川を下つて能代に集る米の量が増加することは、たとえそれが年貢米であつたにしろ商人にとっては歓迎すべきことであつたことはたしかであろう。

しかし先にみた資料の内容からして、これは二人の能代町人の独自の動きとはみられないのではないだろうか。

おそらく藩役人が背後にいて、もし仙北廻米が失敗におつた場合を考えて背後で画策してこうした形をとらせたのではなからうか。

ところで宝曆後半の時期になぜ仙北廻米が浮び上つてきたのだろうか。今のところ右にあげた以上のものを我々は持ちあわせておらないが、一応仮説として次のようなことを考えている。

一、寛延元年(一七四八)や、とくに宝曆五年の大凶作による鉱山飯米不足の痛い教訓から学んだ。

一、北部農民の強い要求により藩が後退を余儀なくされ、その負担の軽減をはかった。残念ながら、一八世紀前半の廻米をめぐる農民の動向につ

いての材料を見出ししていないが、木本米をめぐる北部農民の広汎な訴願行動の事実がある。

一、一八世紀前後から藩内農村は特定の地域に限らず、領内全般にわたつて生産量の減少がみられ、既存のルートだけでは不安定となつたこと。

しかも藩にとつてはこの時期は財政が窮迫しており、特に阿仁鉱山に依存する度合いが強く、鉱山を維持することに懸命にならざるを得なかつたし、また明和期には幕府の上知令が出されるなどのこともあつて、藩にとつては阿仁の産銅の一定量確保はいわば至上命令であつた時期であつた。むしろ仙北郡の北浦、奥北浦地域方の廻米の中心となつた地域における生産状況の変化、たとえば新田開発の結果による生産量の増加といった事情は見出せない。

以降この仙北ルートは明治までずっと継続、維持されていつた。この問題については先に発表した小沼論文以後も調査を行っているが、明治初期以外のを除きとくに論点を前進させるような解明をなし得ない。明治期のそれはいくつかの興味ある問題を含んでいるが、紙数の関係から別の機会にはたしたい。

ただ北部ルートとの対比で特色をのべれば、仙北の方は、一度藩の蔵に収納された米が、冬期雪道を西明寺、下松木内、上松木内の蔵宿を経て大覚野峠を越え、比立内、荒瀬を経由して送られるのであるが、その費用は藩の銅山方から支出され、必要とする労働力(人夫賃)はこの地の冬期の余剰労働力を利用したものであつた点である。

したがって賃銀をめぐる問題が多い。文化十一年(一八一四)、同十二年の角館町の人夫騒動や、天保期の賃銭増をめぐる「願」などこれまで判明しただけでもかなり上つてゐる。天保五年(一八三四)一月と二月の仙北郡北浦一揆も凶作に端を発する「阿仁廻米反対」がそのきっかけを作つていたことは、このルートにも北部と同様、その底流には領主と農民の矛盾が大きく存在していたことの一つの証であつた。

註

(1) 近世初期には仙北米が川下げにより土崎へ、そして能代経由でも阿仁まで運ばれていた(前掲小沼論文参照)。ただこれが其後もずっと継続されていたかについてはかならずしも明らかではない。

(2) 前掲小沼論文、第一、第二表。

阿仁鉱山廻米についての覚書

(3) 渡部紘一「正徳・享保期秋田藩林業をめぐる政治情勢」(今村教授退官記念会編「秋田地方史の研究」一九七三年、金沢文庫)、「秋田県林業史」上巻、一九七三年、秋田県、第三章三参照。

(4) 第五回民族文化研究集会(一九七五年十一月)高橋報告「宝暦前後の秋田藩の農村事情」。なおこの問題は補足をおこなって別稿として発表を予定している。

六 結びにかえて

本稿では主としてこれまでほとんど取上げられなかった北部からの阿仁廻米をみてきたが、この地は他の諸鉱山の存在や、藩の林業の中心地として本米、さらには能代川下げをめぐる錯綜した米の流通の問題が存在すること。本稿はそれをめぐるほんの一側面を取上げるにとどまらざるを得なかったが、その点からだけでも、近世のこの地の農民の動向を見ていく上では、たとえ一村の場合をみていく上でもそのようななかにきちんと位置づけていく必要があることを示していると考えられる。

その点では仙北の場合も本質は同じであろう。そして、年貢米の納入とといったことをめぐっても見すごすことのできない問題が農民の立場では存在したこと。したがって貢租をめぐることも、たんに固定した制度史的な解明で決して満足してはならないことを教えている。

(あとがき)

本稿で利用した資料の所蔵者のかたがたに厚く御礼を申し上げます。また調査にいろいろな形で協力、援助いただいた多くの友人にも感謝したい。また取上げた問題をめぐって種々教示していただいた人々、なかでも大山茂、松淵真州雄両氏に多くの示唆を得たことを明記しておく。

なお本稿で利用した原資料は、適宜句とう点をつけた。